

### 3. 対象活動

多面的機能支払では、以下に示す活動が対象となります。

#### 農地維持支払交付金

##### ① 地域資源の基礎的な保全活動

活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等について、点検・計画策定、実践活動を毎年度実施します。（実践活動の一部は、点検の結果に基づき、実施の必要性を判断します。）

###### 点検・計画策定



施設の点検



年度活動計画の策定

###### 実践活動(例)



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

###### 研修（例）



組織運営に関する研修 作業安全に関する研修



ため池の草刈り



農道の路面維持

※研修は、活動期間中に組織運営に関するものと  
機械の安全な使用に関するものを各1回以上実施

##### ② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域での話し合いにより地域資源の保全管理の目標を定め、目標に即した取組を実施しながら、将来にわたる地域資源の保全管理に関する構想を策定します。

農村の構造変化に対応した  
保全管理の目標の設定

保全管理の内容  
や方向の設定

推進活動<sup>※1</sup>  
の実践

地域資源保全管理  
構想<sup>※2</sup>の策定

###### ※1 推進活動の例（毎年度実施）

- 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会
- 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- 地域住民等との意見交換・ワークショップ・交流会 等

###### ※2 推進活動を通じて、目指すべき地域資源の保全管理の姿、取り組むべき活動・方策をとりまとめたものになります。なお、活動期間中に本構想を策定する必要があります。

また、地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条第1項に定める地域計画）に地域資源保全管理構想に準ずる記載がある場合は作成不要です。